

通所介護・介護予防通所介護相当サービス 重要事項説明書

1. 通所介護・介護予防通所介護相当サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 はるす
代表者氏名	代表取締役 安松 尚弘
所在地	所在地：648-0085 和歌山県橋本市岸上563番地1 電 話：0736-39-3026 FAX：0736-39-3027

2. 利用者様への通所介護・介護予防通所介護相当サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	はるす・デイサービス美山
介護保険 指定事業者番号	3072100443
事業所所在地	所在地：644-1201 和歌山県日高郡日高川町川原河264
連絡先 担当者名	電 話：0738-56-7010 FAX：0738-56-7013 管理責任者 中村 輝美
事業所の通常の 事業実施地域	日高川町

(2) 通所介護・介護予防通所介護相当サービスの定員 30名

(3) 運営方針

- ① 要支援・要介護状態になった場合においても、利用者様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話および、レクリエーション・創作活動等を行うことにより、利用者様の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに利用者様のご家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。
- ② 利用者様の意思および人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ③ 事業の実施に当っては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

(4) 事業所窓口の営業日および窓口

営業日	月曜、火曜、水曜、木曜、金曜
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 但し、12月31日～1月3日までを除く

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	管理責任者 中村 輝美
---------	-------------

職種	職務内容	人員数
生活相談員	利用者様の相談や利用計画、日程、プログラム等のサービス調整を行う。	1名以上
通所介護職員	利用者様の日常生活の支援をし、特に入浴・送迎等の支援を行う。	4名以上
看護職員	利用者様の健康管理、医療との連携支援を行う。	2名以上

3. 通所介護・介護予防通所介護相当サービスの内容、利用料について

(1) 提供するサービス内容

項目	内容・方法など
通所介護計画・介護予防通所介護相当サービス計画の作成	通所介護・介護予防通所介護相当サービス計画の目標を達成するための具体的なサービス内容を計画します。
通所介護計画・介護予防通所介護相当サービス計画に添ったサービスの提供	懇切丁寧に行うことを旨とし、常に利用者の病状および心身の状況等の把握に努めながら、計画されたサービスを提供します。
記録	サービス計画に従ったサービスの実施状況および評価をケース記録に記録します。
利用者または家族への説明および指導	通所介護計画・介護予防通所介護相当サービス計画の目標および内容、その実施状況や評価について説明します。
居宅サービス計画等の変更の援助	居宅サービスの実施状況を居宅介護支援事業者に報告する等、連絡やサービスの調整に努めます。

(2) 提供するサービスの利用料金（介護保険の給付対象の利用料金）

※介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額となります。

○通所介護サービスの場合（1割負担の場合）

(円)

	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間
要介護1	370	388	570	584
要介護2	423	444	673	689

要介護 3	479	502	777	796
要介護 4	533	560	880	901
要介護 5	588	617	984	1008

※所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合は、3 ～ 4 時間の 7 0 % に相当する額をいただきます。

※提供時間数は実際のサービス提供時間ではなく、居宅介護サービス計画に定める時間数によるものとします。

加算	入浴介助加算 I
	40 円

○介護予防通所介護相当サービスの場合（1 割負担の場合）

要支援 1（事業対象者）	1,798 円／月
要支援 2（事業対象者）	3,621 円／月

※ 上記金額に介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）9.0%が加算されます。

※ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）6 単位/回が加算されます。

要支援 1 の場合 24 単位/月

要支援 2 の場合 48 単位/月

4. その他の費用について

食費の提供に要する費用	1 食 600 円
材料費など	プログラムの内容により、材料代等の実費をいただくこともあります。

5. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

①利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用月の翌月 1 0 日までに利用者様にお届けいたします。
②利用料、その他費用の支払い	ア 請求月の翌月末までに、下記の方法によりお支払いください。 （ア）現金支払い （イ）指定口座よりの月毎引き落とし （利用月の翌月 2 7 日。 2 7 日が土日祝日の場合は翌金融機関営業日） イ お支払いを確認しましたら、領収書を発行しますので

	保管をお願いします。
--	------------

6. 利用の中止・変更・追加

- ① サービス利用の中止の際は、できるだけ前日までにご連絡下さい。
- ② サービスの変更・追加については、ご相談をお受けし、介護支援専門員と調整いたします。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者様及びそのご家族様に関する秘密の保持について	事業所及び事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族様に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業所は、利用者様及びその家族様から予め同意を得ないかぎり、サービス担当者会議において、利用者様及びその家族様の個人情報を用いません。 事業所は、利用者様及びその家族様に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の責任を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止いたします。

8. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者様に緊急の事態が発生した場合、利用者様の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者様の主治医	
	所属医療機関名称	
	住所及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

9. 介護保険業務に関する相談、苦情について

事業所の窓口	はるす・デイサービス美山（担当 中村 輝美） 所在地：和歌山県日高郡日高川町川原河264番地 電 話：0738-56-7010 FAX：0738-56-7013 受付時間：8:30～17:30
市町村の窓口	日高川町役場保健福祉課 所在地：和歌山県日高郡日高川町土生160 電 話：0738-22-9041 FAX：0738-32-7266 受付時間：8:30～17:15

公共団体の窓口	和歌山県国民健康保険団体連合会 所在地：和歌山県和歌山市吹上2丁目1-22 電 話：073-427-4665 FAX：073-427-4664 受付時間：9：00～17：00
---------	---

10 第三評価の実施状況：無

11. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日： 令和 年 月 日

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省37号）」第8条の規定に基づき、利用者様及びその家族様に説明を行い交付しました。

事業者	所在地	和歌山県橋本市岸上563番地1
	法人名	株式会社 はるす
	代表者名	安松 尚弘
	事業所名	はるす・デイサービス美山
	説明者	中村 輝美

上記内容の説明を、事業者から確かに受け、内容に同意し交付を受けました。

利用者様 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名

(続柄)

